

## 山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 地域生活支援事業等を実施する市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」及び別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体が行う事業に対して市町村が補助する事業とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知の別紙）の規定により、国が地域生活支援事業費等補助金として交付決定した補助金の額（見込額を含む）の1/2の額（1,000円未満の端数切り捨て）を限度として知事が認める額とする。

### (補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は廃止してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式1により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 補助金の交付を受けた市町村は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、これを事業完了後5年間（事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間。以下同じ。）保管しておかなければならない。

- (9) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (7) までに掲げる条件

この場合において、(1)、(2)、(3)、(5)及び(7)の規定中「知事」とあるのは「市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下同じ。）」と、「県」とあるのは「市町村」と、「別紙様式1」とあるのは「別紙様式1に準じた様式」と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業等完了後5年間保管しておかなければならない。

- (10) (9)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする市町村長は、交付申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の変更申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に規定する申請手続きに従い、別途定める日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請書の提出を受けたときには、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知を市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、精算払とする。

(実績報告)

第9条 市町村長は、事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第2号様式)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年3月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2条(2)及び次項((1)から(3)までを除く。)の規定は、平成18年10月1日から適用する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 山梨県市町村障害者社会参加促進支援事業費補助金交付要綱(平成17年2月15日付け障第2233号の別添)
- (2) 山梨県重度身体障害者日常生活用具給付等事務費補助金交付要綱(平成18年3月27日付け障第2478号の別添)
- (3) 山梨県重度心身障害児・者日常生活用具給付費補助金交付要綱(平成18年3月27日付け昭代2480号の別添)
- (4) 山梨県身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱(平成18年3月30日付け障第2472号の別添)
- (5) 山梨県身体障害者用自動車改造費助成事業補助金交付要綱(平成18年3月30日付け障第2468号の別添)
- (6) 山梨県障害者情報バリアフリー化支援事業補助金交付要綱(平成18年3月27日付け障第2588号の別添)

(関係要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の同項(1)から(3)までに掲げる要綱(以下「4月廃止要綱」という。)に基づき交付決定された補助金については、4月廃止要綱はこの要綱の適用の日後も、同項の規定による廃止前の同項(4)から(6)までに掲げる要綱(以下「10月廃止要綱」という。)に基づき交付決定された補助金については、10月廃止要綱は附則第1項ただし書に規定する適用の日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年2月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年2月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年2月5日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年3月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年3月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙様式 1

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定があった地域生活支援事業費補助金について、山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 7 号の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 山梨県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要県補助金等返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県補助金等交付規則及び山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 申請額 金 円

国の地域生活支援事業費等 補助金の国庫補助所要額(A)	補助率 (B)	県補助額 (A)×(B)=(C)
円	$\frac{1}{2}$	円

2 添付書類 (1)国に提出した当該年度の地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付申請書の写し

(2)歳入歳出予算（見込）書抄本

山梨県知事 殿

市町村長 印

山梨県市町村地域生活支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった山梨県市町村地域生活支援事業費補助金にかかる事業実績について、同補助金交付要綱第9条の規定に基づき事業の実績を報告します。

1 補助事業に要した経費 金 円

2 国庫補助額×1/2の額 金 円  
(県補助額)

国庫補助所要額 (A)	補助率 (B)	県補助額 (A)×(B)=(C)
円	$\frac{1}{2}$	円

3 添付書類 (1)国に提出した当該年度の地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金実績報告書の写し

(2)歳入歳出決算(見込)書抄本